

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機の処分方法

家電リサイクル法(平成13年4月1日施行)に基づいて、リサイクルが義務付けられました。不要になった家電4品目は市では収集・処分はできないため、下記のとおり処分を行ってください。

① 買い替えを行う場合

▶ 新しい製品を買った小売店に依頼してください。

② 買い替えを行わないが、家電4品目を処分したい場合

▶ 処分したい家電品を買った小売店に依頼してください。

③ 上記①、②では引き取り依頼ができない場合

▶ 次のいずれかの方法で処理を行ってください。

(1) 最寄りの郵便局でリサイクル券を購入して、指定引取場所に持ち込んでください。

【近隣の指定引取場所】

◆ 関東西濃運輸(株) 日立支店 日立市神田町字久下沼後1371-1 ☎0294-54-0111

(2) 市内の家電リサイクル券を取り扱える収集運搬許可業者に依頼する。

【家電リサイクル券を取り扱える収集運搬許可業者】

◆ (株)ヤマサエコネットサービス 高萩市高戸262-1 ☎22-2736

◆ (株)向洋 北茨城市関南町神岡下219-6 ☎46-4711

(3) 連携事業者による自宅回収を依頼する。

組合と連携・協力事業者でリネットジャパンリサイクル株式会社、および家電4品目に関するサービス提供を行っているSGムービング株式会社と連携と協力に関する協定を締結し、家電4品目の自宅回収をご利用いただけます。

料金やサービスの詳細、また申込みについてはこちらのホームページまたは電話番号からお願いします。

【SGムービング(株)】

URL : <https://www.sg-renet.jp/>

☎0570-056-006 (土日祝日問わず10時~17時 ※年末年始を除く)

